

生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会について

1 目的

「三位一体の改革について」（平成16年11月26日政府・与党合意）において、生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革は、「地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する」こととされた。これを受けて、生活保護制度及び児童扶養手当制度の在り方について幅広く検討するとともに、給付の適正化に資する改革を推進するため、「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」（以下「協議会」という。）を開催するもの。

2 開催状況

- ・ 第1回協議会 平成17年 4月20日開催
- ・ 第2回協議会 平成17年 5月27日開催
- ・ 第3回協議会 平成17年 7月 6日開催
- ・ 第4回協議会 平成17年 9月15日開催
- ・ 第5回協議会 平成17年10月19日開催予定

3 構成員

谷本石川県知事、岡崎高知市長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣
有識者2名（木村地方財政審議会委員、京極国立社会保障・人口問題研究所所長）

【参考】生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会共同作業の実施

協議会における検討に資するため、保護率の上昇や児童扶養手当の増加などについての原因分析及び母子家庭の就労・自立支援への取組などの状況分析を事務レベルで行い、その結果について協議会へ報告を行うもの。

（開催状況）

- ・ 第1回 平成17年7月11日開催
- ・ 第2回 平成17年8月 4日開催
- ・ 第3回 平成17年9月 8日開催
- ・ 第4回 平成17年9月30日開催

第2回協議会までに指摘された論点

- I 保護率の上昇、児童扶養手当の増加及び地域間格差に関する原因分析と共通認識の形成
- II 生活保護制度について検討すべき課題
 - (1) 最低生活の保障に関する課題
 - 生活保護基準の水準（老齢基礎年金との関係、就労へのインセンティブとの関係等）
 - 年金担保貸付制度との関係
 - 医療扶助・介護扶助の在り方
 - 住宅扶助の在り方
 - (2) 生活保護制度を取り巻く他制度との関係
 - 年金制度との関係（年金未加入者や年金保険料未納者の増加）
 - 生活保護を受けずに済むための総合的な低所得者対策の検討（高齢者世帯に対する生活保障、ホームレスやDV被害者の生活保障等）
 - 国民健康保険制度との関係
 - 景気・雇用対策など国による総合的な政策の推進
 - 精神保健福祉施策との関係
 - (3) 生活保護業務の実施に当たっての問題
 - 生活保護法による諸調査の権限の限界
 - 不正受給への対応
 - 生活保護の適正化努力とその成果
 - ケースワーカー個人への過重な負担
 - (4) 自立支援に関する課題
 - 福祉行政と労働行政との緊密な連携の必要性
 - 要保護者の自立・就労阻害要因の除去
- III 児童扶養手当制度に関連して検討すべき課題
 - 児童扶養手当受給者の就労支援の在り方とその取組状況の地域間格差
 - 養育費の確保対策
- IV 生活保護制度及び児童扶養手当制度における国と地方の役割分担及び費用負担の在り方

三位一体の改革について

平成16年11月26日
政府・与党

(前略)

政府・与党は、「基本方針2004」に基づき、地方案を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について、下記のとおり合意する。

国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額も含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

(後略)

別紙1

1. 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。
2. 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。
(次のとおり 略)
3. 平成17年中に、以下について検討を行い、結論を得る。
 - (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
 - (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
 - (3) その他

(注)

- ① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。
- ② (略)